

第75回国有財産北陸地方審議会

平成29年12月6日

北 陸 財 務 局

国有財産北陸地方審議会委員名簿（敬称略）

安宅	建樹	(株)北國銀行 代表取締役頭取
稲山	幹夫	稲山織物(株) 代表取締役社長
尾畑	納子	富山国際大学 現代社会学部長
加中	英喜	社会福祉法人眉丈会 理事長
神田	勝廉	(一財) 日本不動産研究所 北陸支社次長兼金沢支所長
久和	進	北陸電力(株) 代表取締役会長
中島	秀雄	(株)中島商店 代表取締役社長
蜂谷	俊雄	金沢工業大学 環境・建築学部長
富久尾	佳枝	金沢セメント商事(株) 代表取締役
松田	光代	弁護士・弁理士
三寺	潤	福井工業大学 環境情報学部准教授
横山	朱門	(株)北國新聞社 論説主幹（取締役）

（五十音順）

『第75回国有財産北陸地方審議会』会議次第

開催日時 平成29年12月6日（水）14：00～15：30

開催場所 金沢新神田合同庁舎8階 特別会議室

	ページ
1. 開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 北陸財務局長挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 会長選出等	
(1) 会長選出・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 会長挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3) 会長代理指名・・・・・・・・・・・・	5
4. 報告事項	
① 国家公務員宿舎の削減計画結果等・・・・・・・・	6
② 国有財産の有効活用等の状況	
① 国有財産実地監査の状況・・・・・・・・	7
② 庁舎等使用調整の進捗状況・・・・・・・・	8
③ 最近の国有財産を取り巻く状況	
① 地域連携の取組み・・・・・・・・	13
② 社会福祉分野における国有地の活用・・・・・・・・	14
③ 不動産の国庫帰属について・・・・・・・・	15
5. 閉 会・・・・・・・・・・・・・・・・	25

岩本管財総括第一課長 それでは、出席予定の委員の皆様がおそろいのご様子ですので、開会に当たりましてお願いを申し上げます。

本日、冒頭、北陸財務局長の挨拶までにつきましては、報道関係の方々の入室を認めておりますので、委員の皆様におかれましては御理解をよろしくお願いいたします。

次に、皆様への配付資料の御確認をさせていただきます。まずは、議事次第、委員名簿、配席図がございます。

その次に、「第75回国有財産北陸地方審議会」と記載されましたクリップどめの資料がございますが、2枚目以降、右肩に資料番号を資料1から資料6と記載し、それぞれをホチキスどめとしたものと、「平成29年度第1回いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム」のニュースリリースペーパーを配付させていただいております。

最後に、国有財産法及び同施行令の抜粋、議事規則及び付議基準、審議会の開催状況を添付させていただいております。

御確認をいただきまして、不足等がございましたらお申し出ていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、マイク的使用方法について、御説明を申し上げます。発言される場合は、青いボタンを押していただきまして発言をお願いいたします。発言が終わられましたら、再度押していただければ切ることができますので、よろしくをお願いいたします。

不足はないでしょうか。

1 開会

岩本管財総括第一課長 それでは、大変お待たせをいたしました。ただいまから第75回国有財産北陸地方審議会を開催いたします。

本日は、本年9月の委員改選後、初めての委員会でございますので、現時点におきましては会長が選出されておられません。このため、会長選出までの間、私、管財総括第一課長の岩本が議事進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、当審議会の内容につきましては、議事録として取りまとめの上公開することとしておりますので、あらかじめ御了解願います。

それでは、本審議会の定足数につきまして御報告申し上げます。

本審議会は12名の委員で構成されておりますが、本日は委員の皆様方全員の方の御出席をいただいております。これは、国有財産法施行令第6条の8の規定によります「委員の

半数以上の出席で、会議を開き」という条件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、僭越でございますが、私の方から委員の皆様方と当局の出席者を御紹介させていただきます。

甚だ勝手ながら五十音順で御紹介させていただきますので、よろしく願いいたします。

廊下側の席、手前側の方から、株式会社北國銀行代表取締役頭取の安宅様でございます。

稲山織物株式会社代表取締役社長の稲山様でございます。

富山国際大学現代社会学部長の尾畑様でございます。

社会福祉法人眉丈会理事長の加中様でございます。

一般財団法人日本不動産研究所北陸支社次長兼金沢支所長の神田様でございます。

北陸電力株式会社代表取締役会長の久和様でございます。

窓側の席、奥の方から株式会社中島商店代表取締役社長の中島様でございます。

金沢工業大学環境・建築学部長の蜂谷様でございます。

金沢セメント商事株式会社代表取締役の富久尾様でございます。富久尾様は今回新任でございます。

弁護士・弁理士の松田様でございます。

福井工業大学環境情報学部准教授の三寺様でございます。三寺様は今回新任でございます。

株式会社北國新聞社取締役論説主幹の横山様でございます。

続きまして、当局の出席者を御紹介させていただきます。

北陸財務局長の岩下でございます。

総務管理官の左近でございます。

管財部長の矢代でございます。

富山財務事務所長の坪田でございます。

福井財務事務所長の土井でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに、北陸財務局長から御挨拶をさせていただきます。

2 北陸財務局長挨拶

岩下局長 北陸財務局長の岩下でございます。

委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、また、足元のお悪い中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には日ごろから国有財産行政はもとより、財務行政、金融行政全般にわたって格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

国有財産は国民共通の貴重な資源。こういう言い方を我々よくいたします。だからこそ、監査、あるいは使用調整を通じて最適な利用を図り、適切な管理をしていく一方で、売却可能な国有財産は極力売却して国の財政に貢献していく、こういう姿勢が必要なのだと思っております。

しかし、国有財産は、国有財産だけで単独に存在しているわけではございません。まちの中に国有財産は存在するのであります。国有財産を有効使用するにしても、売却するにしても、必然的にそのまちに何らかの影響を与えるものだというふうに私は思います。

そこで、使用に当たっても、あるいは売却に当たっても、単に国の行政需要や財政貢献に伝えていくという視点のみならず、地元の地方公共団体との連携を図り、地域や社会のニーズに対応し有効活用を図っていく。それによってまちづくりに貢献をしていくという視点が同時に求められていると思います。

この国有財産北陸地方審議会は、法令の規定に基づき、地域や社会への影響が大きい事案などにつきまして御審議をいただくことになっております。第1回の審議会は昭和32年であり私の生まれる4年前、今年ちょうど60年という節目に当たる年です。この間、委員の皆様方には付議事項、あるいは報告事項につきまして貴重な御意見を承ってまいりました。本日は、当審議会に付議をさせていただく事案は特にございませんけれども、地域連携の取り組みをはじめ、最近の国有財産を取り巻く状況につきまして、御報告をさせていただくこととしております。非常に限られた時間ではございますけれども、本日初めて御出席いただく委員の方もおられます。委員の皆様方には、どうぞ御忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

岩本管財総括第一課長 それでは、これより審議に入りますので、恐れ入りますが報道関係者の方は御退席をお願いいたします。

〔報道関係者退席〕

3 会長選出等

(1) 会長選出

岩本管財総括第一課長 それでは、これより会長選出に入らせていただきます。

まず最初に、会長の選任につきまして説明をさせていただきたいと思います。

会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定に基づき、委員の互選により委員の方々の中から選任することとされております。

それでは、会長の選任に入らせていただきますが、どなたか御推薦がございましたら賜りたいと思います。

〔「はい」と言う者あり〕

岩本管財総括第一課長 中島委員、お願いします。

中島委員 大変僭越ではございますが、新しい会長につきまして、こちらにおいでの方の久和委員にお願いできればと思います。

久和委員は、北陸経済連合会の会長を務められ、また富山経済同友会の特別顧問など、いろいろな要職を兼ねておられまして、この地域の経済産業情勢に大変詳しくおいででございますので、新会長に適任だというふうに思っております。どうか、よろしく御審議をお願いいたします。

岩本管財総括第一課長 ただいま中島委員のほうから久和委員に会長をお願いしてはどうかという御推薦がございました。委員の皆様方、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岩本管財総括第一課長 ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、委員の皆様方の互選により、久和委員に国有財産北陸地方審議会会長をお願いしたいと存じます。

久和会長には、まことに恐れ入りますが、会長席のほうへお願いをいたします。

〔久和委員、会長席に着席〕

(2) 会長挨拶

岩本管財総括第一課長 それでは、久和会長に御挨拶をお願いしたいと思います。

久和会長、よろしくお願ひいたします。

久和会長 ただいま、国有財産北陸地方審議会の会長に選出いただきました久和でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

この会議は、先ほど岩下局長からお話ございましたけれども、国民の財産である国有財産の管理及び処分について、一般国民あるいは市民の目からチェックするという大変重要な会議でございますので、ぜひ、積極的なご発言をお願いしたいと思います。少しでも疑問に思われた点等については、積極的に御発言いただいて、この審議会の活性化を図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 会長代理指名

岩本管財総括第一課長 続きまして、会長代理でございますが、国有財産法施行令の規定におきまして、審議会には会長代理を置くこととされており、会長に指名していただくこととなっておりますので、久和会長から御指名をよろしくお願いいたします。

久和会長 それでは、会長代理につきましては、当審議会委員の経験等を勘案いたしまして、中島委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

中島委員 はい。

岩本管財総括第一課長 それでは、その後の議事につきましては、久和会長に進行をお願いしたいと存じます。

久和会長、よろしくお願いいたします。

4 報告事項

- ① 国家公務員宿舎の削減計画結果等
- ② 国有財産の有効活用等の状況
 - ㊦ 国有財産実地監査の状況
 - ㊧ 庁舎等使用調整の進捗状況
- ③ 最近の国有財産を取り巻く状況
 - ㊨ 地域連携の取組み
 - ㊩ 社会福祉分野における国有地の活用
 - ㊪ 不動産の国庫帰属について

久和会長 それでは、議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議事次第にありますように、今回、審議事項はございません。報告事項のみであります。

報告事項としましては3点ございますが、初めに一括して事務局のほうから御説明をいただいて、その後、御質問や御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

矢代管財部長 座ったままで説明させていただきたいと思います。

お手元の資料1から順を追って説明させていただきたいと思います。見やすい方は壁面に同じものが投影されますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。

まず説明事項①について、御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料1の1ページをごらんください。国家公務員宿舎の削減計画結果等につきまして、御説明申し上げます。

これにつきましては、本年5月に開催されました財務本省の財政制度等審議会国有財産分科会におきまして報告された内容でございます。

国家公務員宿舎の削減計画につきましては、資料1の上の囲みでございますけれども、28年度末までを目途に戸数ベース5.6万戸、住宅数ベース5,046住宅を全国で廃止、削減を行うというものです。

また、この廃止しました宿舎の跡地につきましては、できる限り速やかに売却し、国の財政に貢献しようというものでございます。なお、住宅数の考え方につきまして補足しますと、基本的に1棟、2棟という棟ベースの考え方でございますが、1団地に複数の棟がある場合には、団地ベースで数えることにしております。

次に、全国の宿舎削減の実施状況でございます。

29年3月末の結果でございますけれども、戸数ベースで5.6万戸、住宅数ベースで5,244住宅の廃止であり、各々計画を達成しております。住宅数ベースでは、計画を若干上回っているということでございます。

下枠に記載しました北陸財務局管内の結果につきまして、御報告申し上げます。

戸数ベースで約800戸、住宅数ベースで152住宅の廃止を行い、全国と同様に計画を達成しているという状況でございます。

次に、跡地の売却についてでございますけれども、宿舎として借りているアパートの居室などを返すといった、借受宿舎の解消というものもございまして、その分を除外した、廃止宿舎につきましては、その跡地をできる限り速やかに売却するということとしており、29年3月時点におきまして、全国で約2,939億円の売却収入を計上しております。5年間で約1,700億円の財源を予定いたしておりましたので、計画額を上回ったということでございます。

また、北陸管内における、売却総額は約32億円であり、資料にございましており、この

うち復興財源充当額が約21億円です。

それでは、2ページをごらんいただきたいと思います。

北陸地域における主な宿舎跡地売却事例をごらんください。前回報告以降の主な売却事例でございます。大体順調にお売りしたということになっております。処分手続きにつきましては、財産の引受後、財務局のホームページにおきまして公用・公共用の取得要望の確認を行っています。表中の公共用駐車場敷地につきましては、地方公共団体に対する情報提供により随意契約による処分を行ったものでございます。

今後とも、廃止しました宿舎につきましては、できる限り速やかに処理を行うということで、しっかり対応してまいりたいと考えております。

次に、報告事項の②の④について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料2の1ページをごらんいただきたいと存じます。

国有財産監査におきまして、平成23年度以降、実態確認に重点を置いた深度ある監査を実施しているところでございます。その時々々の行政需要に応じまして国有財産の有効活用の促進及び適正な管理を図るため、定期的に国有財産の管理状況や使用状況を確認し、不適切または非効率な管理・使用がないかを確認、調査しております。

また、実地監査の結果につきましては、各省各庁に対して改善を求め、未利用地の創出や、民間ビル等の借受解消を図りまして、財政に貢献しているということでございます。

また、実地監査の着眼点といたしましては、庁舎・宿舎等の公用財産、あるいは市街地に所在する道路・河川等の公共用財産などに重点を置きまして、現地で有効に活用されているのか、管理及び使用が法令に基づいて適正かつ統一的に行われているのか、そして、建物や敷地などの経済合理的な管理・使用がなされているのかなどにつきまして、実態確認を行っております。

なお、実地監査に当たりましては個々の財産の特性など、地域の実情に応じた監査計画を策定し、監査を実施しておりますほか、指摘事案につきましては、毎年度各省各庁より是正等の報告を受けまして、進捗状況を確認し必要な調整を行うなどのフォローアップを着実に実施しております。

次に2ページ及び3ページの指摘一覧①の、庁舎等の公用財産の指摘一覧をごらんください。ここに記載しておりますのは、23年度以降実施しました監査におきまして、各省各庁の庁舎の使用状況等を確認した結果、非効率使用と認められ、指摘を行った財産の一覧

でございます。多くは庁舎の移転・集約化に伴う売却可能財産の創出に向けた用途廃止、あるいは費用の縮減を図るための借受の解消などを求めておりまして、売却収入や賃料の解消も一定程度見込まれているところです。なお、既に確定した事案につきましては、右端の欄に当該金額を記載しております。

次に、4ページの指摘一覧②の、道路・河川等の公共用財産をごらんいただきたいと存じます。こちらも、低利用等の理由により、その用途を廃止すべきと指摘したところが数多くございまして、同じく売却可能財産の創出により一定程度の売却収入が見込まれているところでございます。国有財産実地監査は、時々々の行政需要等に応じた国有財産の有効活用の促進及び適正な管理を図るための非常に重要な機能であると認識しておりまして、今後も財務省として国有財産全般を総括する立場から監査を有効に活用して参りたいと考えております。

続きまして、報告事項②の㊸、庁舎等の使用調整の進捗状況について御説明申し上げます。

資料3の1ページをごらんください。庁舎等使用調整計画と国有財産地方審議会の関係でございますけれども、囲みの部分に記したとおり監査等で把握しました国の庁舎等の空きスペースに係る省庁横断的な入替調整を実施することにより、借受解消による費用の縮減や集約化に伴う売却可能財産の創出、あるいは庁舎等の分散解消により行政効率化等を図るものでございます。庁舎等の使用調整につきましては、調整対象面積が600㎡以上の事案につきましては、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第4条に基づく使用調整が行われております。

一方使用対象面積が600㎡未満の事案につきましては、国有財産の総括権の一般規定といたしまして、国有財産法の第10条の規定に基づく、いわゆる10条調整と呼んでいるものがございます。それぞれにつきまして、手続が若干異なっております。

調整対象面積が600㎡以上の事案につきましては、使用調整計画を策定することとされており、その策定に当たりましては、国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議を開催いたしまして、都市計画等の有識者等から意見を聴取し、その上で財務本省において財政制度等審議会に諮問いたします。そして、財政制度等審議会の答申を得まして、財務大臣が最終的に計画を策定することとされております。これは非常に重い位置付けということでございます。

また、下欄の調整対象面積が600㎡未満の事案につきましては、必要に応じ先ほどの国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議の意見を踏まえて調整することとしており、国有財産地方審議会に事後報告をするという手続となっているところでございます。

次に、2ページをごらん下さい。

6つの使用調整計画。これは、4条調整の事案でございます。これにつきましては、既に前述のプロセスを経て決定されているもので、新しい計画策定や変更等はございません。なお、計画の実行につきましては、平成28年3月の金沢広坂合同庁舎の完了をもちまして、いずれも完了をしております。なお、このNo.1、一番上のところでございますが、広坂合庁から駅西合庁への一部移転等に伴う余剰スペースにおいて国税局及び農政局の狭隘を解消する事案については前回報告後平成28年3月に完了したことにより、4条調整が完了し、事案の解消が図られたということでございます。

次に、3ページをごらんください。

こちらがいわゆる10条調整。調整対象面積が600㎡未満のものでございまして、前回報告以降に10条調整を行ったものにつきまして、御説明申し上げます。

1つ目の金沢の新神田合同庁舎、当庁舎でございますが、監査で把握しました庁舎等の非効率使用スペースに耐震性能のない北陸農政局石川支局の一部と借り受けいたしておりました金沢国税局書庫を集約いたしまして、耐震工事等の代替と借受解消による費用の縮減を図りました。

2つ目の七尾港湾合同庁舎と、3つ目の敦賀地方合同庁舎につきまして御説明申し上げます。官署退去によりまして生じた2つの庁舎の余剰スペースへ監査を活用いたしまして、それぞれ借受庁舎の北陸地方整備局七尾港出張所、及び北陸地方整備局敦賀港湾事務所を集約しまして、借受解消による費用の縮減、庁舎等の分散解消による行政の効率化を図ったものでございます。

4つ目の七尾地方合同庁舎、5つ目の穴水地方合同庁舎につきましては、これら庁舎の余剰スペースを、それぞれ北陸農政局が借受を予定しておりました作業スペースとして活用し、新たな行政需要への対応を図ったものでございます。

6つ目の大野公共職業安定所につきましては、この庁舎の余剰スペースに大野・和泉・勝山森林事務所 ―これで一つの事務所名でございます― これを集約いたしまして、集約化による売却可能財産の創出、庁舎等の分散解消による行政効率化を図ったものでございます。

7つ目の金沢防衛事務所につきましては基地騒音対策の一環としまして、金沢市内の新
新田合同庁舎から小松市内へ移転するため、小松空港事務所庁舎内の余剰スペースの効率
的な使用を図ったというものでございます。

8つ目の福井春山合同庁舎から11番目の富山丸の内合同庁舎につきましては、別紙にて
説明を申し上げます。

まず、別紙1をごらんください。

福井地区における庁舎の10条調整につきましてでございますけれども、老朽化した単
独庁舎で耐震改修工事や非効率使用の解消が必要な福井森林管理署を耐震性能を備えた福井
春山合同庁舎のほうに入居させるものでございます。近畿地方整備局の積算によりますと、
福井森林管理署の耐震改修工事に約1億4,000万円の工事費が見込まれているというこ
とです。この福井森林管理署は築後45年を経過しておりまして、こうした老朽建物にこれだ
けの耐震改修工事の費用を投下するということの是非が本件の着眼点となっております。

一方、10条調整に伴う改修費は、同じく近畿地方整備局の積算で約6,000万円となつてお
ります。耐震改修工事を行うことになれば、改修工事費に加え庁舎の非効率使用を解消し
なければなりませんし、今後の維持管理費用もかさむということになります。

したがいまして、10条調整によりましてより安価に耐震改修工事と同等の効果を得るこ
とができる、そしてまた、集約化に伴う売却可能な財産も創出できるということでござい
ます。財政貢献に資するということに加えまして、結果として庁舎の非効率使用が解消さ
れると考えております。

福井春山合同庁舎につきましては、8階に共用会議室がございまして、これを中心に約
360㎡につきまして、これを福井森林管理署の事務室に転用するというところでござい
ます。これに伴い、1階のエントランスホールに代替の会議室を8階から移転させる計画でござ
います。

この福井森林管理署の合同庁舎への集約化によりまして、中心市街地の土地が売却可能
財産として創出されるということでございます。また、オープンスペースにつきましては、
先の熊本の地震におきましても、地元被災者の避難場所として合同庁舎が活用されてお
ります。福井春山合同庁舎につきましても、1階に会議室を設置することとし、災害時はオ
ープンスペースとして活用するなど、同様の活用を行い地域に貢献できるよう備えたいと
考えているところでございます。

なお、福井森林管理署につきましては、国公有財産の最適利用の観点から、福井県や福

井市の公的施設への移転も当初協議を行っていましたが、最終的にマッチング可能な施設がなかったということで、春山合庁に移転ということになったことを付記させていただきます。

次に、別紙2をごらんください。富山地区における庁舎の10条調整について御説明申し上げます。

富山地区には、城址公園前に富山丸の内合同庁舎また、富山駅北口に富山地方合同庁舎と、2つ合同庁舎がございます。このほか、後で御説明いたしますが、東海北陸厚生局の富山事務所というのが駅の南口にあります。

富山丸の内合同庁舎には、1階から4階に富山税務署、5階に富山財務事務所、別棟に自衛隊協力本部富山分室が入居しております。富山財務事務所は災害等が発生した場合に緊急時対応を行う官署に指定されております。北陸地方整備局に確認いたしましたところ、富山丸の内合同庁舎には、この災害対応を行う富山財務事務所の入居に相応する耐震性能が確保されていないため、耐震改修工事が必要であるということでした。このため、5階建ての庁舎の1階から3階に耐震壁を設置する工事が必要となり、北陸地方整備局の積算によりますと、工事費は約1億6,000万円程度と見込まれるということになります。また、この工事を行うことになりますと、各階の工事の際に富山税務署が仮庁舎へ移転しなければならない。あるいは、工事後、耐震壁等によりまして間取りが制限されるなど、税務署の業務に著しく支障が生じることが見込まれ、窓口来客者に不便をおかけすることになります。

一方、富山地方合同庁舎には、実は、この富山財務事務所の入居に相応する耐震性能が確保されております。したがって、富山丸の内合同庁舎に入居している富山財務事務所と富山地方合同庁舎に所在する入居官署の入替可能性の有無が本件10条調整の着眼点でございます。

北陸地方整備局の積算によりますと、10条調整に伴う改修費等は、計約8,000万円です。したがって、富山財務事務所と床面積が同等の官署の単純入替を行っても、その2つの官署を移転させる事務負担に比べまして大きな財政貢献は期待できないのではないかと。

また、両合同庁舎ともに既に使用調整が完了しておりますので、これ以上の余剰調整は見込めません。

結論を申しますと、富山丸の内合同庁舎では、約500㎡の床面積を持ちます富山財務事務所の跡に、約300㎡の床面積を持ちます富山地方合同庁舎の入居官署である富山行政評価事

務所を入居させます。そうすると、約200㎡が余剰として丸の内合同庁舎に確保できることから、この部分に、先ほど説明した東海北陸厚生局富山事務所を入居させるという調整案でございます。

この10条調整によりまして、富山財務事務所の必要な庁舎の耐震性能を安価で確保するとともに、借受庁舎の解消による費用の縮減により、財政貢献、税務署業務への支障回避による国民の利便性確保などを図りたいと考えております。

次に、別紙3をごらんいただきたいと存じます。小浜地区における庁舎の10条調整でございます。小浜税務署につきましては、築後44年を経過しており、建て替え等の検討が必要となっておりますが、この老朽化した単独庁舎におきまして、バリア・フリー対応のためのエレベーターの設置が必要となり、また耐火書庫が不足しておりまして、この狭隘解消等の増築工事が必要になっているという事案でございます。築44年を経過しているということから、増築工事の可否に当たりましては小浜地方合同庁舎への入居可能性の可否を明確にしておく必要がありました。一方小浜地方合同庁舎につきましては、北陸農政局統計・情報センター退去による余剰スペースがございますが、これでもって小浜税務署が入居できるだけの十分な余剰スペースがございません。

こうしたことから、平成28年度に国有財産実地監査を行い、小浜税務署及び小浜地方合同庁舎の現地監査を行いまして、福井地方法務局小浜支局、小浜区検察庁の一部の非効率使用及び余剰スペースの指摘し、北陸農政局退去スペースと合わせ小浜税務署の入居を指摘しました。

当該監査結果を踏まえ10条調整を行うことにより、老朽化の進んでいる小浜税務署の増築工事を回避させ、集約化に伴い、売却可能財産を創出するなど財政貢献に資することに加えまして、小浜地方合同庁舎の非効率使用の解消を図りたいと考えています。

最後に、今後の調整予定事案について、簡単に御説明申し上げます。

これらにつきましては、過去の監査におきまして、余剰スペースを把握しているもの、あるいは官署の統廃合により余剰が生じたものでございまして、庁舎等にかかる費用や調整等により生じる費用など、財政効果も考慮の上、順次調整を行っていくこととしています。

1番から5番について、簡単に御説明申し上げます。

1つ目の魚津地方合同庁舎につきましては、官署退去後の庁舎の余剰スペースについて北陸農政局が借受を予定しています土地改良区の新営事業所として活用し、新たな行政需用

への対応を図っていくというものでございます。

2つ目の小松空港事務所につきまして、先ほど説明しました防衛事務所の事案と同様、更なる余剰スペースの活用を図っていこうということでございまして、近隣のターミナルビルに所在します植物防疫所が狭隘であり、事務スペース部分について新たに借受を予定していたことから、小松空港事務所のほうに一部移転することを調整しております。

3つ目から5つ目につきましては、各官署において活用策を検討中でございます。

最後に報告事項③の最近の国有財産を取り巻く状況について御説明申し上げます。

資料4の1ページをごらんください。公的資産マネジメントを通じた地域連携の推進の取組みということでございます。

当局におきましては、エリアマネジメント、このエリアマネジメントというものを、国公有財産の最適利用を通じましたまちづくりへの支援というふうに私ども定義しておりますが、これを進めていく上で各地方公共団体の実情や状況を見据えた公的資産マネジメントや官民連携の推進など、地域全体での枠組みが必要と考えております。

こうしたことから、日本政策投資銀行、地域銀行、先進自治体と協働いたしまして、PPP等地域プラットフォームを立ち上げているところでございます。本プラットフォームにつきましては、5年後、10年後の将来を見据えエリアマネジメントの取組みに係る基礎、土壌の構築、あるいは官民連携等の活用の推進を通じた民間における新たな事業機会の創出、そして、民間投資の喚起による地域活性化の実現などを目指しまして、関係機関との意見交換等を行っているところでございます。

先般、6月22日、石川県域での地域プラットフォーム形成支援が内閣府から採択を受けまして、これにより、北陸全3県において地域プラットフォームが立ち上げられた形になりました。資料の後ろのほうに「いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム」第1回目の案内を入れてあります。12月21日木曜日に政府の施策や地元企業、自治体の取組みについて講演を行わせていただく予定です。御希望等あれば、連絡先に御一報いただきたいと考えております。振るって参加していただきたいと考えております。今後とも、関係機関との連携を深めながら、財務局が持つ金融、融資、国有財産などの機能をフルに発揮し、持続可能な形で支援を行っていきまして、公的施設及びまちづくりの最有効な形の実現に向けて取り組むこととしております。まだ具体的な成果は上がっておりませんが、「PPP/PFI」といった専門的な手法、あるいは、今後こういう公共建物、建築物の耐用年

数が10年、15年後に迫っているということを踏まえれば、早いうちからこういった新手法の検討、官民連携の議論というものが必要と考えております。息長くプラットフォームを続けていきたいと考えておりますので、ご支援をお願いいたしたいと思っております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。

坂井市との一体売却の取組みについて御説明申し上げます。

本件につきましては、財務局の売却のノウハウを活用した早期売却、あるいは一体的な土地利用を通じたまちづくりの観点などから、一体での売却をお願いしたいという坂井市の意向を踏まえまして、一体入札を実施し、売却に向け取り組んだものでございます。図に示したとおり、右側の土地が国有地1,971㎡、左側の土地が坂井市の市有地2,522㎡でございます。地域における国有財産及び坂井市有地の有効活用の観点から、坂井市とともに売却推進に努め、残念ながら29年2月末の入札で応札者がなく不調という形になったところでございますが、その後、先着順で応募の受付を行ったところ、売却に至り、現在分譲住宅敷地として活用されているところでございます。

なお、鑑定評価手数料などの売却に要する経費につきましては、国と坂井市双方で面積を基準に按分で負担しておりますので、双方の経費節減にも寄与しております。

次に、資料5の1ページをごらんいただきたいと思っております。社会福祉分野における国有地の活用について、御説明いたしたいと思っております。

社会福祉分野におきます国有地の活用につきましては、地域社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進するため、保育・介護・医療など、人々の安心につながる分野で国有財産の積極活用を進めているところでございます。具体的には、平成22年8月に、これまで売却優先でございました国有財産につきまして、定期借地権制度も積極的に活用するというところで、特に地方公共団体に対し社会福祉分野の施設について貸付を開始したというところでございます。

経緯を簡単に説明いたしますと、地方公共団体に対する貸付につきましては、まず、社会福祉分野、その後、22年12月に医療施設を追加いたしました。そして、地方公共団体から社会福祉法人に転貸を行うスキーム、その後社会福祉法人及びその認定に基づく学校法人等に直接貸付を行うスキームということで、徐々に対象を拡大しニーズに合わせた形で進めております。

前回の審議会において報告いたしましたが、北陸管内におきましても、定期借地権を活

用した高齢者福祉施設の貸付事例が1件、平和宿舎の跡地がございます。

2ページをごらんください。

待機児童解消のための都市公園敷地として無償貸付中の国有地活用に向けた取組みについて、御説明申し上げます。

28年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2016」の中で、保育等の待機児童解消や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤整備などが提起されまして、これまで特区という形で対応してきたものが、本年6月に都市公園法を改正し、これにより、全国の都市公園内で保育施設の設置が可能となりました。

資料中の写真でございますけれども、この小さな写真でございますが、東京都の代々木公園の中で保育所型認定子供園が設置されたところでございます。北陸財務局といたしましても、法改正後に地図に付してある、都市公園として無償貸付している国有地が存する地方公共団体に対しまして、制度の説明を実施しました。今後、関係地方公共団体からの新たなニーズ等についても把握いたしまして、設置等の要望があれば、きめ細かな対応を行いたいと考えております。

なお、その後、法律の施行令が公表され、占用使用許可につきまして、保育園のみならず社会福祉施設への用途の拡大がされておりますので、よりニーズに即した対応が可能になっております。

不動産の国庫帰属について御説明申し上げます。

資料6の1ページをごらんください。

人口減少が進む中で、空き家問題や所有者不明の土地など、不動産に関する課題が顕在化しております。当局管内におきましても、昨年あたりから国庫帰属に係る相談がふえておりますので、この国庫帰属について説明させていただきたいと思っております。

1ページでございますが、不動産が国庫帰属をする場合には2つのパターンに分かれます。資料中①、②と付されております。

①につきまして、無主の不動産、所有者のいない不動産は、国庫に帰属すると民法第239条に規定されておまして、これには、誰も管理、登記していない離島や海底隆起した土地などが含まれます。

②につきまして、相続人不在の場合については、利害関係者から家庭裁判所への申立に基づきまして、選任された相続財産管理人が相続財産を管理いたしまして、一定の手続を

経て、金銭や不動産などの相続財産は国庫に帰属することとされております。矢印に示したとおり、相続人搜索の公告、相続人不在の確定、特別縁故者への財産分与 ―この特別縁故者というのは、「生計を同じくした者」、あるいは「療養看護に努めた者」というのが該当します― こういった手続を経まして国庫帰属を行うということでございます。

不動産につきましては、国庫帰属した後に財務局におきまして管理処分を行っていくということになります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、国庫に帰属した財産がどれくらいあるのか、平成21年度以降の状況を表にさせていただいております。

相続人不在の相続財産の国庫帰属の状況でございますが、27年度は全国で37件、6,500万円の財産を引き受けております。ちなみに、注書きにございますとおり、北陸財務局管内では、平成21年度に1件1,300万円ほどの財産を引き受けております。本年度は現時点で10件の相談を受けている状況にあります。

3ページをごらんいただきたいと思います。

相続財産管理人の選任数などの状況でございます。相続人が不存在となる要因の一つである相続放棄の件数や相続財産管理人の選任件数を裁判所の統計に基づき整理したものでございます。上段が全国の件数、下段が北陸管内の件数です。

相続放棄の件数、相続財産管理人の件数とも年々増加しているということでございます。

至らない面が多々ございましたが、これで説明を終了したいと思います。ありがとうございました。

久和会長 今ほど一括して説明がありましたので、どの資料からでも結構です、御質問、あるいは御意見等がございましたら御発言をお願いしたいと思います。

なお、質問の中で個別事案に関する事柄については、関係先への影響等もございまして議事録におきましては、要旨のみの公表とさせていただきますので御了承をお願いいたします。

それでは、どなたからでも御発言をお願いします。

いかがですか。

蜂谷委員 それでは、質問させていただきます。

一番最初のところに出てきます国家公務員宿舎の削減計画、戸数がこれだけ減っているというのは数字でよくわかるんですが、この宿舎の空室率と言いますか、それは実際どうなんですか。東京のような家賃の高いところでは、皆さん、ぜひ国家公務員宿舎に入り

たいと競うように言われるかもしれませんが、家賃の安い北陸あたりでは、国家公務員の住居手当というのがありますね。それをもらって、民間のマンション、大きなアパート等にいたほうが良いという傾向等もあつたりして、意外と空室率が高いのではないかと思ったりしますが、いかがでしょうか。北陸の空室率。

矢代管財部長 ありがとうございます。国家公務員宿舎につきましては、宿舎に入居できる類型がございまして、居住場所が官署の近接地に制限されている職員、頻度が高く転居を伴う転勤等をしなければならない職員、あるいは、山間・離島へき地に勤務する職員といった類型がございまして、このいずれかに該当する者が入居資格を持つということでございます。こうした、まず類型非該当者の退去要請を行い、それに伴いまして、今申し上げた類型該当者の退去も進んだということでございまして、現時点における北陸管内の貸与率につきましては、約85%。全国平均は87%でございます。北陸新幹線の開通に伴い、遠距離通勤がふえていることや、あるいは、住宅ローン低金利等の背景で自宅保有者が増加しているということ。そして、北陸地域が全体的に持ち家指向が非常に強いという事情によりまして、全国の平均と比べましてやや下回るという入居率の状況でございます。

蜂谷委員 私、85%という数字を聞きまして、ほどほどのいい数字だと思うんですが、もっともっと、実は空き室が多くて。その理由は、公務員宿舎というと、できた後、古くて、20年、30年、40年たってもメンテナンス費用がなくて、民間だったら需要と供給のバランスで、例えば利便性のいいところ、居住環境のいいところは家賃も高く、古くなった水回りも定期的に改修をして募集をしますよね。そういうことのない国家公務員宿舎では、断熱性も低いし、水回りもよくないし、皆さん、特に奥様方が嫌がられて住居手当をもらって民間のマンション等に入ったほうが良いのではないかという傾向がかなり強いのかなという懸念を持っていたんですが、そうではないということですね。

矢代管財部長 委員の御指摘の中で、宿舎の賃料、使用料についてでございますけれども、これにつきましては、使用面積、耐用年数と申しますか築後何年経過しているか、それに加えまして地域要素も加味しております。例えば、東京23区内と比較して同じかといいますと、それは変えてございます。次になぜ宿舎に入居しないかということについても、私ども調査をさせていただいております。逐一挙げることは差し控えさせていただきますが、委員が今おっしゃいましたような、いろいろ設備上の不具合、民間におきましてはいろいろ揃っているということですね。エアコンであるとか、いろんな電化製品がそうであり、そういったものとの比較におきまして、相対的に魅力がどうかというような意見も増えて

いるのが実情です。

蜂谷委員 ありがとうございます。でも、85%は入居されているといういい状況ですね。ありがとうございます。

久和会長 今の御説明は、この資料1の1ページ目の北陸管内の宿舎数2,900戸の入居率という意味ですよ。

矢代管財部長 おっしゃるとおりです。

久和会長 ほか、いかがでしょうか。

横山委員 国有地の売却に当たっては、公文書をたくさん作成して、それを保管しておくと思うんですけども、この公文書の性格等によって違うのかもしれませんが、この保存期間というのはどの程度で、それから、どんなふうな保管の仕方をされているのか。今、いろいろ問題になっている近畿財務局の例の国有地売却については文書がないということで、会計検査院もその8億円の値引きの根拠がないという報告書を出しましたけれども、その文書管理をどうしているのか。今後、今回の問題もあって、少し管理方法、システムなんか少し変わっていくようなことも言われていますけれども、そのあたりの実態をちょっとお聞きしたいと思います。

矢代管財部長 行政文書管理につきましては、類型管理を行っております。例えば売却何年、貸付何年、あるいはこの審議会の資料何年というふうに、それぞれ保存年限を定めているところでございます。この保存年限に従いまして、私どもは書庫で基本的にペーパー管理を行っているということでございます。紙が基本でございます。

また、会計検査院の報告を受け本省におきまして処分手続と文書管理の検討を進められておりまして、まだ私どものほうではこれを待っているという状況でございまして、今後、そういった資料が出ましたら、それに従いまして、適切に対応して参ります。

横山委員 ペーパーのみなんですか。ペーパーとデータとじゃなくて、ペーパーのみなんですか。

矢代管財部長 ペーパーが主でございます。

久和会長 会計検査で問題になった、その会計検査はどれだけか時間がたってから来ますよね。そのときに確認できないような文書管理の年限になっているんですか。

矢代管財部長 そういうことではございません。

横山委員 あってしかるべきものがなかったということ。

矢代管財部長 10年とか、長いもので30年というものでございます。それは、いわゆる協

議文書とか、いろいろメモ書きみたいなものがどこまで行政文書というのかということで、その部分を会計検査院に指摘されたということでございます。

久和会長 よろしいですか。ほかの方、いかがでしょうか。じゃ、こちらの稲山委員。

稲山委員 稲山です。一般の市民感情の希望としてちょっと申し上げておきたいんですが、3ページに10条調整で6番に大野公共職業安定所というのがあるんです。資料3の3ページ。

非常にローカルな話なんですけど、今、天空の城で有名になっている越前大野城のふもと、大野市城町にある建物なんですけど、今朝も雪で真っ白になっております。この建物の中には法務局がもともとあったんですが、法務局は福井市の合同庁舎へ出て行って、その後へ1階にハローワーク、2階に検察という形になっているわけなんですけど、一般の市民感情の便宜性というかそういうことを考えると、なぜこういうチャンスにハローワークと労働基準監督署を一緒にしないのかなというような思いがあるんですね。いわゆる、国の機関ではありますが、全く異質なものを同じビルに組み合わせるんじゃなしに、やはり、ワンストップで市民が用事を済ませるような、労働行政なら労働行政で固めてしまうというようなことを、もう行ったものは仕方ないでしょうけど、今後はやっぱりそういう考え方もベースにあっているのかなと思います。60㎡ですか、余ったから大野・和泉、勝山森林事務所ということもありますが、何か同質の機関を集めていただくとすごくいいんじゃないかなと思うんですね。現在も労働基準監督署は独立したビルの中におりますし、各地方、各地方で、そういう思いをこういう国有財産を集約されたときにもったいないなと思ってる方が随分いるんじゃないかというふうに思いますので、意見として述べておきます。

矢代管財部長 どうもありがとうございます。耐用年数の問題がございまして、効率的に使用調整できればいいのですけれども、その時々で耐用年数が近づいているもの、あるいは、耐用年数にまだまだ余裕があるものというのを一緒にするのはなかなか難しいという事情もございます。建築後日が浅いものにつつまして余剰スペースが生じれば、そこに持つてくるという調整は可能と思います。

ただ、そういった庁舎の組み合わせにつつましては、いろんな官署がございましてけれども、こういったものを効率性の観点を一義といたしまして、十分利用者の方に配慮しながら使用調整を図っていきたくて考えております。何卒御理解をいただければというふうに考えております。

久和会長 それでは、加中委員。

加中委員 仕事がらどうしても福祉のほうに目が向いてしまうんですけども。先ほどお話がありましたように、国有財産を貸し付けていただけるという方向性が今出て、非常に方向性を持って対処していただいていると。大変ありがたいことで、直接社会福祉法人にも貸付をしていただけるという状況になっておりますので、大変ありがたいことだというふうには思っております。

ただ、この骨太の方針の2016で決められましたように、都市公園での福祉施設の設置が可能になるということでございますが、例えば、ここに書いてありますように、北陸財務局としては、都市公園を無償貸付している地方公共団体に対して制度説明を実施済みだということなんですが、その地方公共団体に対してこういう話があったと。そして、その地方公共団体のエリアではこういうところが都市公園なので、それを一般に、こういう制度内容と都市公園名をオープンにされるように指導されていらっしゃるのかどうかということがまず質問です。もし、地方公共団体が国から説明は受けてはいるけれども、それを市民あるいは事業者に対してオープンにしていなくて、まだ説明もしていないし告知もしていないということであれば、それはやはりオープンにしてもらおうように国としても働きかけていかなければならないことなのではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

矢代管財部長 どうもありがとうございます。国有地を地方公共団体に貸し付けると公園ですと無償貸付という形になりますが。この貸付地自体は公表されております。どの地方公共団体に公園として貸し付けていると、そのことはわかると思うのですが、一般の方がそれを御覧になりまして、それではそこに例えば保育園をお願いしたいというようなことまでは、なかなか自力では難しいのかなというふうに考えております。

私どもこういった情報提供を地方公共団体に行っておりますが、これは、地方公共団体との貸付契約でございまして、その貸付契約先に対してこのような情報提供を行っている、法律改正の趣旨を周知したということでございます。基本的な形としては、これを受けまして当該地方公共団体におきまして、保育園であれば待機児童のようなニーズを踏まえて公園を使わせていただくということです。

委員、今おっしゃいました中で、一つ、ちょっとお気づきいただければと思いますのは、このスキーム自体が既存の公園としての役割を損なわないことが法律に規定していますので、地方公共団体の判断というのは必要になってくるのではないかと考えております。公園としての有効活用に差し障りない範囲でということでございますので、まずは地方公共団体のほうに説明させていただいたと、こういうことでございます。

加中委員 今のお話は、今の福祉の施設の状況を認識されていらっしゃるんですね。一般の方にオープンにしたからといって、一般の方が保育所を設置できるかという話でしょ。それは違いますよ。一般ということは、事業者も入っているわけですから、今の仕組みは制度外の取組みも含めて、事業者から手を挙げるケースも多いんです。それで、行政は、この都市公園の中の一角を貸すから公募しますよというだけでなく、事業者が手を挙げるんです。そのときに、そういうスキームがあって、都市公園としての機能が発揮できるかどうかというのは地方公共団体が判断すればいいわけでしょ。だから、まず手を挙げる場所があったら、こういうことに利用させてもらえませんかというのは、情報がオープンにされていなければ、あるいは説明がなければ手を挙げること自身できないじゃないですか。それを受けて、地方公共団体が今のような判断をされればいいんです。入り口から閉めるというのはおかしいんじゃないかということを申し上げている。

矢代管財部長 済みません、私の説明が拙い部分がございます大変失礼いたしました。申し上げましたのは、貸付地の一覧というものはホームページ等で公表しているわけですが、これを見て社会福祉法人や保育所の経営者が手を挙げることができるかという、それはなかなか難しいんじゃないかという趣旨で申し上げたもので、委員がおっしゃったのと同じ趣旨で申し上げた次第でございます。大変失礼いたしました。

そして、また、私どもといたしましても、地方公共団体にこのように説明させていただきましたので、地域のニーズを的確にとらえまして、そういった情報、実態把握をしっかりとやっていただきたいというように考えておるところです。

ただ、繰り返しになりますけれども、やはり公園として貸し付けておりますので、公園としての用途を妨げないということも第一義的にございますので、このあたりの判断は一義的には地方公共団体のほうでやっていただくざるを得ないのかなと考えております。

加中委員 これ、水掛け論になりますからあんまり言いませんけど、これ以上申し上げませんが、ただ、やはり北陸財務局として地方公共団体に対するある程度の指導なり、地方公共団体がそういう形で一般にもっと情報をお知らせするようなサジェスションと申しますか、御案内というのはされてもよろしいんじゃないのかなということでお話をさせていただきます。

矢代管財部長 この情報提供は1回限りではなく、今後、機会をとらえまして地方公共団体に周知し、今委員がおっしゃられたようなこと、的確にニーズをとらえていくようにということを指導してまいりたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

久和会長 それでは、ほかの方、いかがでしょうか。

じゃ、尾畑委員、どうぞ。

尾畑委員 聞き漏らしたのかもしれませんが、資料1の1ページの最初の説明の削減計画の部分で、国としても一応の目標があつて、ここでは達成しているという、説明がありますが、北陸管内でも数値目標を達成したとおっしゃいましたが、一応の数値はどの程度なのでしょうか。

800戸減という数値だったですけれども、もともとの目標といえますか、北陸としてのこの3つはどのような目標であったのでしょうか。

久和会長 戸数と宿舎の数と。

矢代管財部長 北陸管内分は資料に記載したとおりでございます、目標を達成したということでございます。ほぼ、800戸ということです。

尾畑委員 じゃ、ほかのも、要するに大体これぐらいという目途をほぼ達成したというふうに理解してよろしいわけですか。

矢代管財部長 はい。

尾畑委員 ありがとうございます。

久和会長 全国の目標値って、それぞれの地区ごとの足し算と違うんですか。

矢代管財部長 目標はあくまでも全国で5.6万戸というのを立ててございまして、仮に東京は目標値を上回り、あるいは大阪では下回ったというような、地域毎の目標はございません。全体として5.6万戸をとということが私どもの目標値です。

そういうこともありまして、各財務局あたりの、目途というのはございまして、それが全体として全国の目標が達成されるように取り組んでいくということでやっていることございまして、ほぼ800戸程度になるんですけれども、目途としての目標を99%達成しているというふうに御認識いただければというふうに考えております。

久和会長 ほかの方、いかがでしょうか。

松田委員 済みません、質問とかではなくてお願いなんですけれども。この資料の、先ほど話題になった保育園の都市公園法の御説明をいただいたんですけれども、資料をつけていただくときに、この改正、机上にあります国有財産六法に反映をされていまして、改正の中身が資料にも添付されていないので、次回からは六法に反映されていないものに関しては、何条でどう改正されたかというのを添付資料でいただくと非常にわかりやすいかなというお願いでございます。

矢代管財部長 わかりました。審議会の時点でまだ六法に反映されていない内容について、そのようにさせていただきたいと思います。

久和会長 ありがとうございます。

ほか。新しく御参加いただいた方、いかがですか。

富久尾委員 済みません、まだついていくのにやっとなで、質問というところまでまだ至っていないので、もう少し勉強させてください。

久和会長 じゃ、三寺委員。

三寺委員 先ほど稲山委員のほうから質問があったことにちょっと関連することなんですけれども。10条調整に関連することなんです、具体的に資料ナンバーで言いますと、3の1ページですね。こちらの右側のほうにどういうふうに調整するかというところで、有識者会議を活用しながら意見を踏まえて調整をされているということなのですが、実は、まちづくりの観点から見ますと、やっぱり、先ほどの稲山委員のような指摘というのはすごく大事なこととなります。今後、まちを集約させていかなくちゃいけないという動きがある中で、どのように調整されているかということだけお聞かせ願えればと思ひまして質問させていただきました。お答え、もしあるようでしたら。

矢代管財部長 今おっしゃったとおり、まちづくりの観点というのが非常に大事ということで、都市計画等の有識者の方にお願ひいたしまして、そしてそこで議論をしていただくということでございます。いろいろ専門的な見地から御議論をいただいておりますので、これらを十分踏まえ使用調整計画案を立てさせて頂いております。

三寺委員 例えば、もう完了が見込めているものに関しては、既に調整がしっかりされていて、会議が開かれた上でこの事案になっているということ。

矢代管財部長 おっしゃるとおりでございまして、600㎡以上の庁舎法第4条に基づく調整につきましては、有識者会議を開催いたしまして、その上で使用調整計画案を財務局のほうで作成いたしまして、それを本省に報告して、本省の財政制度等審議会で付議する、諮問すると。そして答申を得て庁舎等使用調整計画が正式に確定するという段取りでございまして。

また、この地方審議会のほうにも事後的に報告させていただいているということでございます。

久和会長 ちょっと私から、それに関連しての質問ですけれども。この新神田の庁舎の案件が4条調整と10条調整の2つ載ってますよね。これはどういう関係になっているのか、ちょっと説明していただけませんか。

矢代管財部長 4条調整のほうでございますけれども、まず、法務局の駅西合同庁舎というところ、資料の上から1、2、3番は一体的にとらえていただきたいと思います。

20年6月に法務局の駅西出張所と、バックアップセンターがそれぞれ駅西合庁から退去しまして、出張所につきましては新神田のほうに統合しましたのでこの庁舎に統合されております。一方、バックアップセンターについては、全国的に数を減らすということで、その部分は消滅したということでございます。この結果、駅西合庁に2,550㎡と比較的広大な余剰スペースが発生したと。ここに既存の入居官署の拡充を図ったり、あるいは広坂合庁から国税局、農政局の事務スペース狭隘解消のため一部を駅西合庁に持ってきたというのが当該4条調整の枠組みでございます。これが28年3月に完了しまして、この3つの案件が一体として完了したということでございます。

10条調整のほうは面積が少なく、270㎡ということでございまして、別の案件という整理でございます。この新神田合庁の中に、実は非効率使用のスペースというのがございまして、そこに農政局石川支局の一部と、国税局の借受の書庫を入居してもらうということで、別途の使用調整を行いました。

久和会長 もう大分時間も経過しましたがけれども、最後、もうお一人、よろしいですか？

それでは、私から最後に。資料6の不動産の国庫帰属の件ですけれども、国庫帰属まで行かなくても、相続人がたくさんいて、売買したりするのにたくさんの同意をとってこなきゃいけないとか、私どもも、例えば、送電線をつくるとか、そういうときにもいろいろ大きな支障になってきておまして。この場合は国庫帰属で、管財人を立てて手続をするというのは、どういう場合にそうなって、どういう場合は放っておかれるということになるんですか。

矢代管財部長 相続人が不在の場合、その利害関係者からの申立てに基づき、裁判所が選任する相続財産管理人が相続財産を管理するというので、これは資料の1ページに手続きのながれを記載させていただいています。

非常に時間がかかるというのは、裁判所が選任する際に、相続財産管理人の公告や、2カ月以内に相続人の不在が明らかにならない場合には、債権者等の請求の公告というのがございまして、その後6カ月以上の相続人搜索の公告というのが民法の規定で、時間が経

過する。相続財産管理人が既に選任されておれば、民法の規定にのっとり、1年以内に国庫帰属に結びつく場合もございます。

私どもとしましては、相談を受けまして、こうした債権者等の請求公告等が行われる前に相談を受けるとみており、なるべく速やかに事務処理を行って参りたいと考えております。

なお、私どもの事務処理上、補完の依頼等につきましては、実際の引き受け受理前に、事前協議の段階で行うということも想定しております。また、補完を依頼する場合、必要最小限のものにとどめ、できる限り相続財産管理人に協力を求める方針であります。

よろしゅうございますか。

久和会長 公共事業で道路なんかつくるときに、相続人がはっきりしない場合は手続をとれば収用できるというような制度もできてきたようですけれども、これは財務省さんの範疇じゃないと思いますけれども。

矢代管財部長 そうですね。法務省でも検討されていると認識しています。

久和会長 そういう相続の手続がちゃんとされていない事例がものすごく世の中で増えてきておまして、ぜひ各省連携して改善をしていただければありがたいというふうに思います。

矢代管財部長 相続財産管理人とも密接に連携しつつ事務処理を進めて参りたいというふうに考えております。よろしくお願い致します。

久和会長 それでは、もう大分時間も経過しましたのでこの辺で質疑を終了したいと思います。

どうも皆さん、長時間お疲れさまでございました。また、進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

なお、本日の模様につきましては、事務方のほうから報道機関へ説明することとなっております。

どうも、ありがとうございました。

5. 閉会

岩本財総括第一課長 それでは、皆様、どうもありがとうございました。

最後に、事務局より御連絡を申し上げます。

本日の模様、結果概要につきましては、今ほど配付させていただきました案文に委員名

簿を添付いたしまして、本日中に報道機関に対してファックス等により御案内をさせていただくこととしております。

また、当審議会議事録につきましては、当審議会の議事規則により原則公開となっております。なお、質問や意見の中で個別事案に関する事項につきましては、先ほど久和会長のほうからもお話がありましたように、要旨のみの公表とさせていただきます。

なお、議事録につきましては、後日、各委員の皆様に御了解を得た上で北陸財務局のホームページに掲載し、公開をしたいと思っております。

最後になりますが、本日の資料につきましては皆様のほうへ郵送させていただきますので、机の上に置いてお帰りいただいて差し支えございません。

本日は、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。